

## 教員免許更新制の実施に伴って各市区町村教育委員会の方々にご理解、取組いただきたいこと

【本資料、教員免許更新制についての問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話:03-6734-3572

メールアドレス: menkyo@mext.go.jp

### はじめに

- 平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。
- 教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。
- 基本的な制度としては、平成21年4月以降に授与される教員免許状(新免許状)には10年間の有効期間が定められます。新免許状を持っている者は有効期間の満了までの2年2ヶ月内に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新することが必要となります。  
平成21年3月31日までに授与された教員免許状(旧免許状)には有効期間は定められませんが、旧免許状をもって勤めている現職の教員には、各自の修了確認期限前の2年2ヶ月内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されているため、新免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。
- このように、平成21年4月からの制度開始後、当面の間は、旧免許状所持現職教員等が免許状更新講習を受講することとなりますので、本資料では、これらの方々の受講に係る記述を中心としています。

## 2. 教員免許更新制のおおまかな流れ

平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、下記の(1)、(2)の両方に該当する方は、

(1)平成21年3月31日までに授与された教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状、教諭の特別免許状のいずれかの免許状を持っている者。

例:小学校教諭普通免許状を所持。

中学校教諭普通免許状(理科)を所持。

(2)下記の①～③のいずれかの職にある者であること。

①国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(臨時講師、非常勤講師を含みます。)

②指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者(都道府県教育委員会)が定める者

※指導主事、社会教育主事の他に教育長、教育次長、学校教育担当課長等が想定されますが、各免許管理者で本年度中にその範囲は定められます。

③地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役職員(学校法人理事等)であって免許管理者が定める者

※各免許管理者で本年度中にその範囲は定められます。

各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続を行うことが必要となります。

免許状更新講習の受講等の基本的な流れは次の図のとおりとなります。

(図)免許状更新講習の受講等の基本的な流れ

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→最初の修了確認期限  
平成 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間  
平成 年 月 日~平成 年 月 日



各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書で各学校長等から教員であることを証してもらいます。)



大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日  
平成 年1月31日



免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。



次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限  
平成 年 月 日

※校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭その他免許管理者が定める職にある方は、免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請が可能です。(教育長等も該当することがあります。)

※最初の修了確認期限の延期又は免許状更新講習受講免除の認定を希望する場合は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請を行ってください。

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

### 《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1: 昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2: 昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

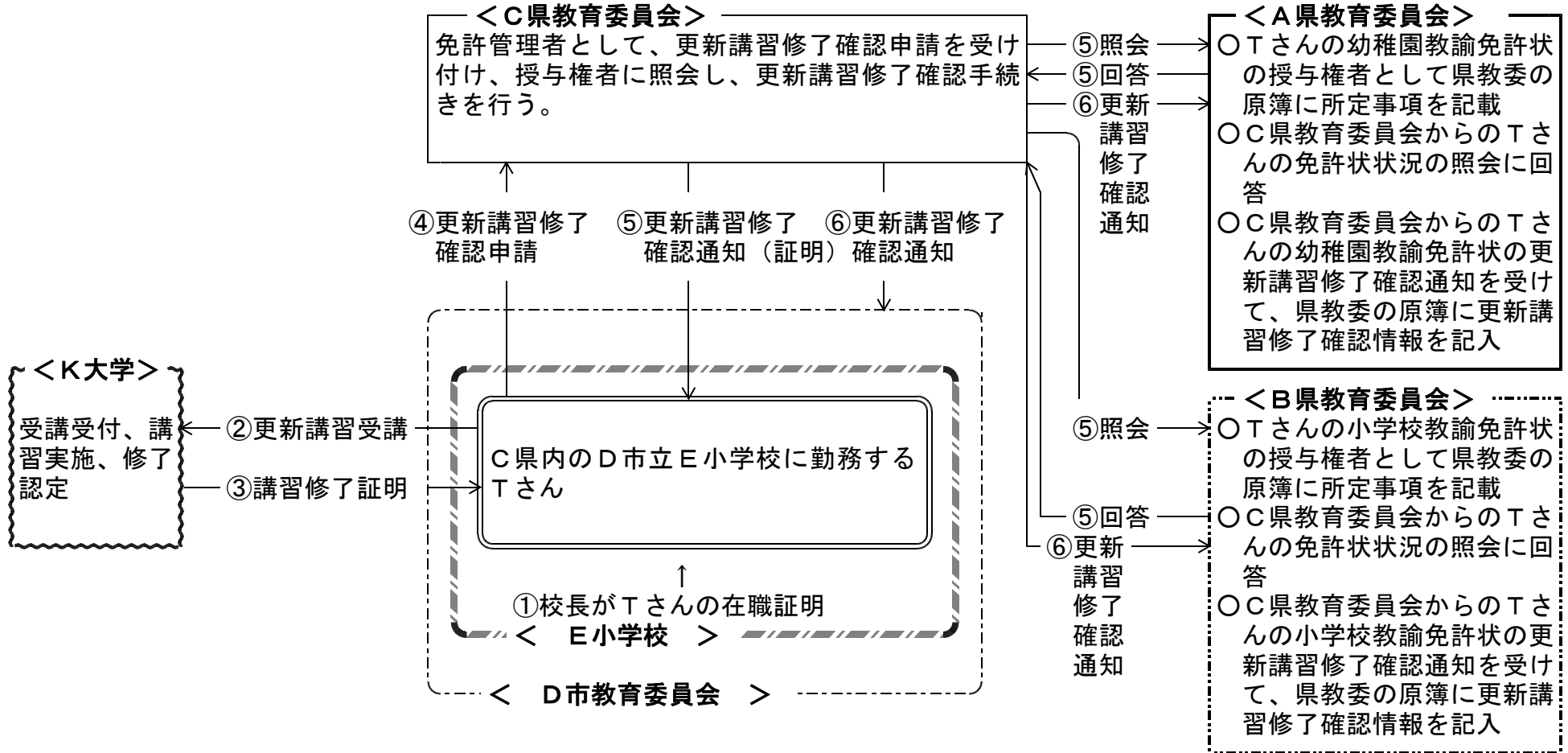
例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間、申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

例3:平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された学校栄養職員の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、学校栄養職員は講習受講義務はなく、期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しません。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に受講し、申請することは可能です。

(参考図)

## 市区町村立学校に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※ A 県教育委員会から幼稚園教諭免許状、B 県教育委員会から小学校教諭免許状を授与され、現在は C 県内の D 市立 E 小学校に勤務する教員の例



### 3. 免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に際して、受講し、修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学が中心となって、一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6、12、18時間以上で開設します。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

《免許状更新講習の受講のしかたの例》

○小学校教諭のTさん

---【K大学】

「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(あわせて18時間以上の履修が必要。)

【パターン1】

---【A大学】

18時間の講習を受講(例:小学校各教科の指導法)

【パターン2】

---【A大学】

12時間の講習を受講(例:小学校理科の指導法)

【パターン3】

---【A大学】

6時間の講習を受講(例:理科の指導法)

---【B大学】

6時間の講習を受講(例:児童の心理)

---【B大学】

6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)

---【C大学】

6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)



#### 4. 各市区町村教育委員会で取り組みいただきたい事項

##### (1) 法律(教育職員免許法)、省令で規定されている事項

都道府県教育委員会(免許管理者)から各市区町村教育委員会に対して、設置する各学校の教員の免許状の更新等の通知がなされるため、各市区町村教育委員会では各教員の免許更新情報について把握し、必要な取組を行っていただきたいこと。

各市区町村教育委員会は、教育職員免許法において、設置する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校)に勤務する教員の所轄庁であるため、都道府県教育委員会(免許管理者)が各学校に勤務する教員について下記の事項を行った際には通知がなされます。

各市区町村教育委員会では、設置する各学校の教員の免許更新情報について把握し、必要な取組をしてください。

旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を有する教員関係	新免許状(平成21年4月1日以降に授与された免許状)関係
<ul style="list-style-type: none"><li>○更新講習修了確認を行ったとき</li><li>○修了確認期限の延期を行ったとき</li><li>○修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかったことにより失効したとき</li><li>○講習受講免除の認定を行ったとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○有効期間を更新</li><li>○有効期間を延長</li></ul>

指定都市及び中核市の教育委員会は、免許状更新講習を開設することができる者として講習を開設することができます。

免許状更新講習は、主に教員養成の課程を有する大学をはじめとする大学が想定されていますが、講習を開設する必要が特にあると判断する場合には、指定都市及び中核市教育委員会において講習を開設することが可能とされています。

(2) 各学校(幼稚園、小学校、中学校(高等学校、特別支援学校、中等教育学校))を所管することから各市区町村教育委員会で取組が望まれる事項

- ①各市区町村教育委員会内における教員免許更新制の理解
- ②各校長会、教頭会等での各校長等の教員免許更新制の理解促進
- ③各学校の教員等の教員免許更新制の理解促進

①公立学校を所管する立場から各学校の教員等に対して周知等の適切な取組を行うことができるよう、教員免許更新制についての理解が望まれます。

②小中学校等の校長、教員等の任命権者である都道府県教育委員会とも連携のうえ、

(ア)各学校の校長等に対し、各学校の教員等に以下の事項の周知等を要請。

- 最初の修了確認期限の周知
- 免許状更新講習受講期間の周知
- 受講できる講習等についての連絡・周知
- 更新講習修了確認申請期間の周知

※臨時、非常勤の講師等の方々についてもお願いします。

(イ)校長、教員等からの教員免許更新制についての問い合わせの対応。

(ウ)各学校の校長、教員等の修了確認期限、講習受講状況等の確認、講習受講・申請漏れの防止、失効状況確認

等の取組をお願いします。

③校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭その他免許管理者が定める職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者による更新講習修了確認を受けなければなりません。これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者(都道府県教育委員会)に対して免許状更新講習の受講免除の認定の申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知してください。

※免許管理者において、各教育長等にも修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了することの義務を課しており、免除対象者とも定めている場合は、各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定の申請を行うことが必要です。

教員免許更新制関係資料は、文部科学省ホームページに掲載しています(<http://www.mext.go.jp/>)ので、各市区町村教育委員会での確認をお願いします。

## 5. 各市区町村教育委員会に広報等のご協力をいただきたい事柄

平成21年4月から教員免許更新制が実施されることに伴い、文部科学省では、教員免許状を持っているものの現在は教員として勤務されていない方々にも教員免許更新制の制度等の周知に取り組んでおります。

各市町村教育委員会におかれましては、教員免許状を持っている地域の住民の方々への広報等にご協力をお願いします。

### (1) 各市区町村教育委員会が活用できる媒体による地域の方々への広報のご協力をお願いします。

#### **【市町村広報での掲載文章例】**

平成21年4月から教員免許更新制が実施されます。平成21年3月31日までに教員免許状を取得した現職教員の方々は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に必要な手続を行うことが必要となります。

教員免許状をお持ちですが現職教員でない方々は、免許状更新講習を受講することはできませんが、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても、お持ちの免許状が失効することはありません。

なお、臨時又は非常勤の講師として学校に勤務することを希望される方は、各自の修了確認期限が過ぎている場合、勤務前に免許状更新講習を受講・修了することが必要となります。〇〇教育委員会等に登録することにより各自の修了確認期限前又は期限後に免許状更新講習を受講することができるようになりますので、〇〇教育委員会等(連絡先:〇〇教育委員会××課、電話番号:××-△△-□□)にご相談ください。

なお、登録は更新講習受講資格の付与に必要なものであり、直ちに採用が決定されるものではありません。

※教員免許更新制の詳細は文部科学省ホームページ( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm) )をご覧ください。

### (2) 非常勤の講師に就く意欲のあるの方々への取組をお願いします。

各市町村教育委員会の担当者におかれましては、各都道府県や市町村の教育委員会、私学団体等において、既にホームページ等を活用して非常勤講師等の登録制度を導入している例がございますので、是非参考にしてください。

また、登録等されている非常勤講師の方のうち、修了確認期限が迫っている方、既に経過している方がいる場合には、適宜、免許状更新講習の受講と免許管理者である都道府県教育委員会への更新講習を修了したことの確認の申請を促してください。

## 6. よくあるご質問と答え

問1 かつては小学校教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された小学校教諭免許状を持っているが、現在は小学校の教員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

問2 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方が再び幼稚園の教諭や非常勤講師として勤務する場合、幼稚園教諭免許状を授与されて民間企業に勤めていたが新たに幼稚園教諭等に就こうとする場合はどのようにしたらよいのか。

(答)

①過去に幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭等になることを希望する方

②新たに幼稚園から教諭等として雇用されることが見込まれる方については、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することはできる者とされており、修了確認期限経過後に幼稚園の教諭等に就こうとする場合には、それまでの間に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行うことが必要となります。

このため、それぞれの方々が、修了確認期限の以前か、修了確認期限経過後かのいつ教諭等に就く予定であるかを念頭に置きつつ以下の対応をしてください。

**【各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合】**

○各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、免許管理者(この場合は住所地が所在する都道府県の教育委員会)に更新講習修了確認申請を行うことは可能とされています。

この場合は、本資料の2①に掲げる流れに沿って講習受講等をしていただくこととなります。

○この際に、大学等に免許状更新講習の受講を申し込むにあたっては、免許状更新講習受講申込書とともに、過去に教諭等として勤めていた方は勤務していた幼稚園を設置する市区町村教育委員会、学校法人等から在職証明を、新たに教諭等として雇用される予定の方は学校法人等から雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。

**【各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合】**

○義務は課されていないため、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

○ただし、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に幼稚園教諭等として雇用されることとなったときには、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者（この場合は各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会）から免許状更新講習の課程を修了した日が確認日前の2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。

この場合の基本的な流れは以下をご覧ください。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→最初の修了確認期限  
平成 年 月 日

～最初の修了確認期限が経過～

〈教諭等に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

各自が各大学等に対して講習受講を申し込みます。(その際に、過去に教諭等として勤めていた方は、勤務していた幼稚園を設置する市区町村教育委員会、学校法人等からの在職証明、新たに教諭等として雇用される予定の方は学校法人等からの雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

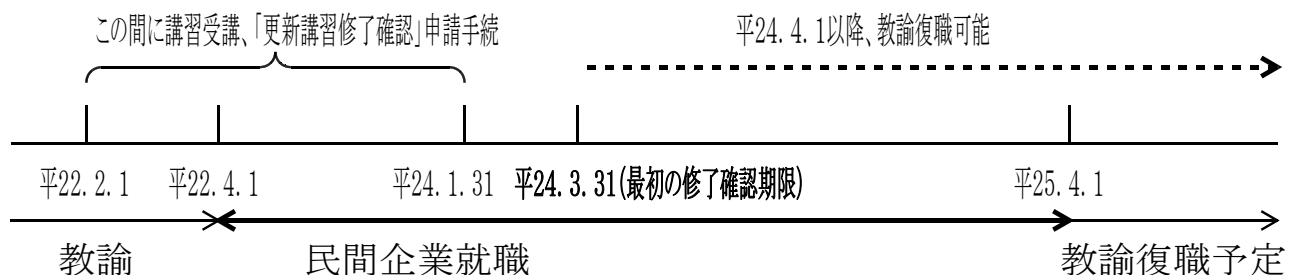
各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、住所地が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあることについての確認の申請をします。

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

教諭等に就くことができます。  
確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っているすべての教員免許状が有効です。

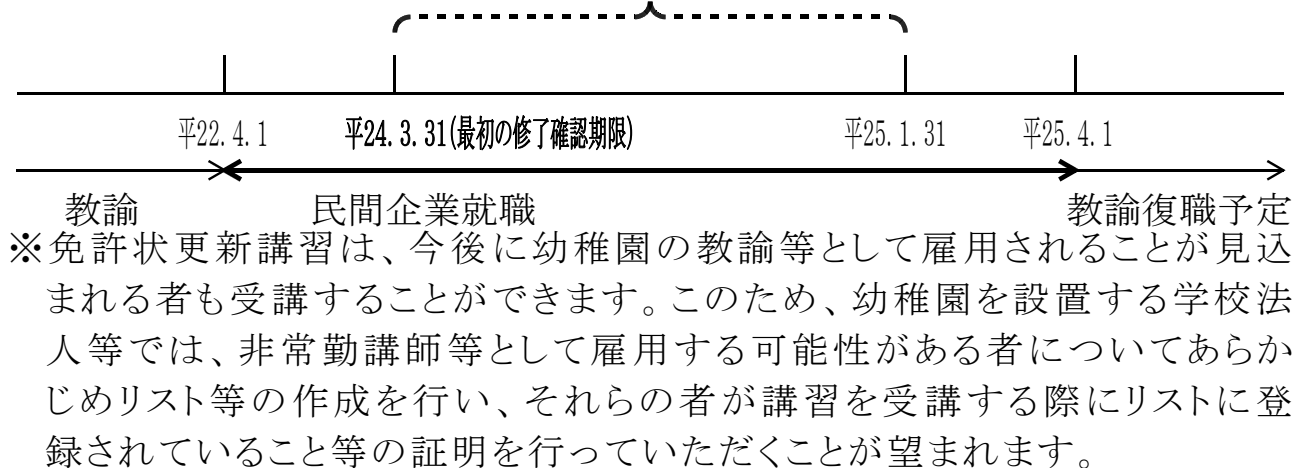
【具体的な例】

①各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合の例



②各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

この間に講習受講、「確認」申請手続(平成24年4月1日以降は免許管理者の「確認」がなされるまで教職復職は不可)



問3 「認定こども園に勤務する教員免許状を有する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所に勤務する教員免許状を有する保育士」についてはどのように取り扱われるのか。

(答)

教諭や講師ではありませんので、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されていませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、各自の修了確認期限までに講習受講・修了を経て、免許管理者から更新講習修了確認を受けることができます。

このため、今後教諭等となることが予定されている場合には問2と同様の取組を行うこととなります。

問4 上記の問3以外の保育所に勤務する教員免許状を有する保育士について

(答)

各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されておらず、教員免許状を持っていても免許状更新講習を受講することはできません。

また、修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

問5 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。平成21年4月から教員免許更新制が実施された場合、教員免許状はどのようなのでしょうか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された教員免許状には有効期間は定められません。また、この免許状を持っていて教職に就いていない方は、平成21年4月以後も、各自の生年月日に応じて定められている修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても免許状は失効しません。

問6 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。各都道府県教育委員会が行う教員採用試験では、教員免許取得(見込み)が受験資格になっていますが、平成21年4月以降も受験することができるのでしょうか。

(答)

文部科学省では、教員採用を行う各都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人等に対して、教員免許状を持っている方で上記の「修了確認期限」を経過している場合でも、そのことのみをもって採用試験の受験を認めないこととすることのないよう要請しています。



(参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

【教員免許更新制の制度概要、最初の修了確認期限、免許状更新講習(平成20年度予備講習)の開設状況等について】

→文部科学省ホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

制度の詳細は、「<解説>教員免許更新制のしくみ」(文部科学省ホームページ

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm))にも掲載中)をご覧ください。

【制度概要などについての文部科学省への問い合わせ先】

→文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

メールアドレス: [menkyo@mext.go.jp](mailto:menkyo@mext.go.jp)

電話: 03-6734-3572

【更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて】

→各都道府県教育委員会の免許担当